

1 「地域の未来予測」の基本的考え方

- 第32次地方制度調査会答申において指摘されているとおり、2040年頃にかけて、我が国の人団構造は大きく変容し、人口減少の加速とともに、生産年齢人口の減少幅が増大し、高齢者人口はピークを迎える。また、人口増加期に集中的に整備してきたインフラが老朽化し、更新需要が高まることとなる。その結果として、日常生活に支えを必要とする人や適切な管理・更新が求められるインフラの需要が増加する一方、支える人材が減少するギャップにより、多様な分野において課題が顕在化することが見込まれる。
- これらの変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくため、それぞれの市町村において、首長・議会・住民や地域社会を支える主体がともに、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要である。
- その際、これらの変化・課題の現れ方は地域によって異なることから、議論の前提として、具体的にどのような資源制約が見込まれるのかについて、各市町村がその行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しの客観的なデータを基にして「地域の未来予測」として整理することが考えられる。
- その上で、各市町村において、「目指す未来像」を実現するため、客観的な長期見通しとしての「地域の未来予測」を基礎として、限られた経営資源の中で取るべき方策の優先順位をどのようにつけていくのか、技術を活かした対応、組織や地域の枠を越えた連携等により資源制約を乗り越えることができるか、自ら判断し、様々な政策や計画に具体的に反映させていくことが期待される。

「地域の未来予測」のあり方について

2 「地域の未来予測」の対象となる分野・指標

- 客観的な長期見通しとしての「地域の未来予測」の対象となる分野や指標については、以下のとおり考えられるのではないか。

(1) 分野について

- ・ 「地域の未来予測」として長期的な見通しを立てるべき行政需要や経営資源の範囲としては、基本的な考え方を踏まえ、今後の人口構造の変化やインフラの老朽化の影響を大きく受ける行政分野を中心と考えられるのではないか。また、行政サービスや公共インフラのほか、公共的サービスである共・私のサービスも長期的な見通しの対象に含みうることとしてはどうか。
- ・ このほか、第32次地方制度調査会答申においては、Society 5.0の到来をはじめとする技術の進展、ライフコースや価値観の変化・多様化などの今後の変化も指摘されているが、これらに関する長期的・客観的な見通しのデータを提示することは困難であることから、「地域の未来予測」の対象ではなく、これを踏まえた「目指す未来像」の議論の中で取り扱われるものとしてはどうか。

(2) 指標について

- ・ 分野と同様に、具体的な指標についても、地域における議論の前提となる行政需要や経営資源に関する長期的な変化についての客観的な見通しを示すためのものであることから、市町村が掲げる目標とは異なるものとして、施策の効果を極力取り除いた、可能な限り客観的に推計できる指標を採用することが考えられるのではないか。
- ・ 「地域の未来予測」における長期的な見通しについては、おおむね20年先を目途としつつ、入手可能なデータに応じて、15年～30年など、指標によって見通しの期間が異なることが考えられるのではないか。また、見通しについては、人口推計の改定や、総合計画の見直しのタイミングを捉えて更新することが考えられるのではないか。

3 市町村における実施のあり方

- 客観的な長期見通しとしての「地域の未来予測」は、地域における議論の材料として、あくまで自主的な取組として作成されるものであり、国が示す分野や指標、推計方法の例を参考にしつつ、地域の実情に応じて作成されることが期待されるのではないか。
- 「地域の未来予測」を作成するに当たっては、住民の日常生活の範囲が市町村の区域を越えて広がっている地域や、市町村間の広域連携を視野に入れている地域においては共同して作成することが有用ではないか。また、指定都市における行政区のほか、支所の管轄区域や中学校区など、市町村における一部の地域についても推計データの入手が可能な範囲で、長期的な見通しを作成することが有用ではないか。
- 各市町村においては、客観的な長期見通しとしての「地域の未来予測」を作成した上で、これに留まらず、客観的な推計が困難な分野や指標についての見通しや目標を含めて、どのような未来を実現したいのか、そのためにどのような方策が必要なのか、首長・議会・住民や地域社会を支える主体において議論し、その結果を様々な政策や計画に反映させていくことが適当ではないか。

「地域の未来予測」のあり方について

4 「目指す未来像」の議論のあり方

- 各市町村においては、客観的な長期見通しとしての「地域の未来予測」を作成した上で、これに留まらず、客観的な推計が困難な分野や指標についての見通しや目標を含めて、どのような未来を実現したいのか議論することが期待されるのではないか。
- 「地域の未来予測」の作成が可能なのは、人口やインフラの老朽化などを基礎として長期見通しの推計を行うことができる一部の分野に限定されるが、地域の「目指す未来像」は、こうした分野にとどまるものではないことから、住民等とともに議論するに当たっては、より広い視点が必要と考えられるのではないか。
- このような分野・指標の例としては、「地域の未来予測」によって推計された資源制約を乗り越えるための技術の導入や担い手の確保に関するもの、「地域の未来予測」以外の行政分野に関するもの、地域において重要と考えている地域資源に関するものなどが考えられるが、これらに限定されるものではなく、あくまで地域の選択に委ねられるものといえるのではないか。